

大和市監査委員告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月10日

大和市監査委員 木原英和
大和市監査委員 鳥淵優

住民監査請求に対する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (省 略)

2 請求書の提出

請求人から、令和2年10月12日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、「大和市長外に対する措置請求書」が提出された。

3 請求の内容

以下、「大和市長外に対する措置請求書」の原文をそのまま掲載した。（字の大きさ、字の間隔、行数については異なる場合がある。）なお、事実証明書については、一覧のみを掲載し、添付は省略した。

令和2年10月12日

監 査 委 員 殿

大和市長外に対する措置請求書

〒 (省 略)

住 所 (省 略)

請求者 (省 略) ㊦ ((省略) 歳)

第1. 請求の趣旨

大和市長は、市が、大木哲、金子勝、井上昇、齋藤園子、武川純一、その他訴訟費用の償還請求権を行使でき得る権限を有する職員、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)に対して有する損害賠償の請求権を行使して、市の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が市長に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

第2. 請求の原因

《行為事実について》

1. (省略) (以下「(省略)」という。)は、大和市を相手方被告とする平成22年(ワ)第(省略)号慰謝料請求事件(以下「本件第1事件」という。)を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第1事件は、平成22年11月12日、(省略)敗訴の判決により確定する。なお、本件第1事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用1,500円、②期日出頭日当15,800円(3,950円×4日)、③期日出頭旅費2,160円(540円×4日)の計19,460円と史料する。
2. (省略) (以下「(省略)」という。)は、大和市を相手方被告とする平成23年(行ウ)第(省略)号停職処分取消等請求事件(以下「本件第2事件」という。)を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第2事件は、平成24年12月6日、(省略)敗訴の判決により確定する。なお、本件第2事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用3,500円(2,500円+1,000円)、②期日出頭日当15,800円(3,950円×4日)、③期日出頭旅費2,160円(540円×4日)の計21,460円と史料する。
3. (省略) (以下「(省略)」という。)は、大和市を相手方被告とする平成23年(行ウ)第(省略)号生活保護申請却下処分取消請求事件(以下「本件第3事件」という。)を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第3事件は、平成24年6月6日、(省略)敗訴の判決により確定する。なお、本件第3事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用1,500円、②期日出頭日当7,900円(3,950円×2日)、③期日出頭旅費1,080円(540円×2日)の計10,480円と史料する。
4. (省略) (以下「(省略)」という。)は、大和市を相手方被告とする平成24年(ワ)第(省略)号損害賠償請求事件(以下「本件第4事件」という。)を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第4事件は、平成26年10月17日、(省略)敗訴の判決により確定する。なお、本件第4事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用3,500円(2,500円+1,000円)、②期日出頭日当47,400円(3,950円×12日)、③期日出頭旅費6,480円(540円×12日)の計57,380円と史料する。
5. (省略) (以下「(省略)」という。)は、大和市を相手方被告とする平成25年(ワ)第(省略)号所有権移転登記抹消登記手続請求事件(以下「本件第5事件」という。)を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第5事件は、平成27年1月21日、(省略)敗訴の判決により確定する。なお、本件第7事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用

- 2、500円（1,500円+1,000円）、②期日出頭日当35,550円（3,950円×9日）、③期日出頭旅費4,860円（540円×9日）の計42,910円と史料する。
- 6.（省略）（以下「(省略)」という。）は、大和市を相手方被告とする平成25年（行ウ）第（省略）号保育料賦課処分取消請求事件（以下「本件第6事件」という。）を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第6事件は、平成25年12月18日、（省略）敗訴の判決により確定する。なお、本件第5事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用2,500円（1,500円+1,000円）、②期日出頭日当3,950円（3,950円×1日）、③期日出頭旅費540円（540円×1日）の計6,990円と史料する。
- 7.（省略）（以下「(省略)」という。）は、大和市を相手方被告とする平成25年（行ウ）第（省略）号未払割増賃金請求事件（以下「本件第7事件」という。）を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第7事件は、控訴（平成26年（行コ）第（省略）号）を経て、平成26年10月29日、（省略）敗訴の判決により確定する。なお、本件第6事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用3,000円（控訴分1,500円を含む）、②期日出頭日当23,700円（3,950円×6日）、③期日出頭旅費3,240円（540円×6日）の計29,940円と史料する。
- 8.（省略）（以下「(省略)」という。）は、大和市外を相手方被告とする平成26年（行ウ）第（省略）号外各行政処分取消請求事件（以下「本件第8事件」という。）を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第8事件は、控訴（平成27年（行コ）第（省略）号）を経て、平成28年5月18日、（省略）敗訴の判決により確定する。なお、本件第8事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用3,000円（控訴分1,500円を含む）、②期日出頭日当23,700円（3,950円×6日）、③期日出頭旅費3,240円（540円×6日）の計29,940円と史料する。
- 9.（省略）（以下「(省略)」という。）は、大和市を相手方被告とする平成27年（ワ）第（省略）号損害賠償請求事件（以下「本件第9事件」という。）を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第9事件は、控訴（平成29年（ネ）第（省略）号）を経て、平成29年5月24日、（省略）敗訴の判決により確定する。なお、本件第9事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用5,000円（控訴分1,500円を含む）、②期日出頭日当55,300円（3,950円×14日）、③期日出頭旅費7,560円（540円×14日）の計67,860円と史料する。
- 10.（省略）（以下「(省略)」という。）は、大和市を相手方被告とする平成30年（ワ）第（省略）号慰謝料請求事件（以下「本件第10事件」という。）を横浜地方裁判所に提起するところ、本件第10事件は、平成31年4月26日、

(省略) 敗訴の判決により確定する。なお、本件第10事件に係る訴訟費用は、①答弁書・準備書面及び書証の写しの作成及び提出費用1,500円、②期日出頭日当7,900円(3,950円×2日)、③期日出頭旅費1,080円(540円×2日)の計10,480円と史料する。

11. しかしながら、大和市は、今日(甲第11号証においては令和2年3月3日時点であることから、同旨の決定通知書受理後、同年10月8日時点までを追完する。)に至っても、上記各訴訟事件で取得した(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)(総称して、以下「本件債務者ら」という。)に対して有する訴訟費用の償還請求権(以下「本件費用償還請求権」という。)を行使し、以って、各訴訟費用計296,900円(以下「本件訴訟費用」という。)を請求しないところ、請求者に対しては、全ての訴訟に係る訴訟費用の償還請求権を行使し、訴訟費用の全てを請求しているのである。ところで、訴訟費用の償還請求権とは、個別訴訟当事者に対して有する訴訟費用の請求の権利であって、その請求(権利行使)は義務ではないことから、その行使は、首長並びに決裁権を有する職員らに委ねられているところ、その判断とは、地方公共団体としての衡平公正の平等を担保するため、特定の当事者に対しては行使をし、その他の当事者らには留保、或いは放棄をすることは権利の濫用として許されず、依って、大和市長が請求者に対し、費用償還請求権を行使して訴訟費用を請求する以上、本件債務者らに対しても本件償還請求権を行使し、以って、本件訴訟費用を請求する義務を負うものなのである。

《相手方の不法行為について》

12. 相手方に対する請求原因について

- ①. 大木哲は大和市長(本件市長と区別するため、以下「大木市長」という。)として大和市を代表し、また、金子勝並びに井上昇は副市長(以下「金子副市長」並びに「井上副市長」という。)として大木市長を補佐し、本件費用償還請求権を行使でき得る権限を有する職員らを指揮監督して、本件債務者らに対して本件訴訟費用を請求しない怠る事実の不法行為者である。
- ②. 齋藤園子は現総務部長(以下「齋藤総務部長」という。)、武川純一は前総務部長(以下「武川前総務部長」という。)であり、その他本件費用償還請求権を行使でき得る権限を有する所管課職員(部長級職員)との合議により、本件債務者らに対して本件訴訟費用を請求しない怠る事実の不法行為者である。
- ③. (省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)、(省略)(本件債務者ら)は、上記怠る事実の不法行為者らによる権利(本件費用償還請求権)行使の相手方であり、本件訴訟費用の支払義務者である。

13. 以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する次第である。

以上

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第1号証	平成22年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第2号証	平成23年（行ウ）第（省略）号判決書表紙
甲第3号証	平成23年（行ウ）第（省略）号判決書表紙
甲第4号証	平成24年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第5号証	平成25年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第6号証	平成25年（行ウ）第（省略）号判決書表紙
甲第7号証の1	平成25年（行ウ）第（省略）号判決書表紙
甲第7号証の2	平成26年（行コ）第（省略）号判決書表紙
甲第8号証の1	平成26年（行ウ）第（省略）号判決書表紙他
甲第8号証の2	平成27年（行コ）第（省略）号判決書表紙他
甲第9号証の1	平成27年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第9号証の2	平成29年（ネ）第（省略）号判決書表紙
甲第10号証	平成30年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第11号証の1	大和市指令第3456号
甲第11号証の2	大和市指令第3515号
甲第12号証の1	訴訟費用の請求について（通知）
甲第12号証の2	訴訟費用の督促について（通知）

4 請求の受理

本件請求について要件審査をした結果、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年10月12日付でこれを受理した。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、法第199条の2の規定に該当する事由はなかった。

第3 監査の実施

本件請求書に記載された事項、請求人の事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

市が勝訴した裁判に要した訴訟費用について、請求人以外の原告に対して訴訟費用を請求していないことが、財産の管理を怠る事実にあたるか、また、これに

より生じた損害を補填する措置を講ずる責任が認められるか、及び請求人が求めている措置の内容が適当であるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

大和市総務部総務課（以下「総務課」という。）

3 実施方法

本件請求の内容から、請求対象事務の執行に直接関わった職員等に関係書類の提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年11月12日に、請求人の陳述の聴取を行った（書面による）。

なお、請求人が行った、請求書を補充する陳述の要旨は次のとおりである。

（陳述要旨）

大和市長外に対する措置請求書において、訴訟費用の償還請求権を行使でき得る権限を有する職員と指定しているが、各訴訟事件の判決確定後、各訴訟費用償還請求権を行使でき得る年度のうち、令和元年度及び令和2年度における所管の部長を特定するものである。

また、請求者は今般、民法（明治29年法律第89号）第169条第1項に規定する消滅時効期間10年を射程に、本件住民監査請求を行っているが、大和市においてはそれ以前の7件に係る訴訟記録を保管しており、訴訟費用償還請求権の不行使を怠る事実と判断する場合には、その7件に対しても訴訟費用償還請求権の不作为、或いは作為義務違反を認定してほしい。

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第13号証	件名を「平成29年（行ウ）第（省略）号損害賠償（住民訴訟）請求事件／平成30年（行コ）第（省略）号損害賠償（住民訴訟）請求事件に係る訴訟費用額確定処分の申立てについて（伺い）」と題する起案用紙
甲第14号証の1	昭和63年（行ウ）第（省略）号判決書表紙
甲第14号証の2	平成3年（行コ）第（省略）号判決書表紙
甲第15号証	平成2年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第16号証	平成7年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第17号証の1	平成7年（行ウ）第（省略）号判決書表紙
甲第17号証の2	平成9年（行コ）第（省略）号判決書表紙

甲第18号証の1	平成10年（ワ）第（省略）号判決書表紙
甲第18号証の2	平成12年（ネ）第（省略）号判決書表紙
甲第19号証の1	平成10年（行ウ）第（省略）号判決書表紙
甲第19号証の2	平成12年（行コ）第（省略）号判決書表紙
甲第20号証	平成14年（ワ）第（省略）号判決書表紙

5 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づく関係職員の陳述は行わなかった。

第4 監査の結果

令和2年10月12日付の請求人からの「大和市長外に対する措置請求書」については、理由がないため棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象部局に対する監査の結果及び監査委員の判断を記述する。

1 請求人の主張

本件請求における請求人の主張は、「市は、本件債務者らに対して各訴訟事件で取得した訴訟費用の償還請求権を行使し、以て、各訴訟費用計296,900円を請求していないが、請求人に対しては、全ての訴訟に係る訴訟費用を請求している。訴訟費用の償還請求権は、個別訴訟当事者に対して有する請求の権利であって、その請求（権利行使）は義務ではなく、その行使は首長や決裁権を有する職員らに委ねられている。地方公共団体としての衡平公正の平等を担保するため、特定の当事者に対しては行使し、その他の当事者らには留保、あるいは放棄することは権利の濫用として許されない。市長が請求人に訴訟費用を請求する以上、本件債務者らに対しても訴訟費用を請求する義務を負うものである。」というものである。

2 監査対象部局に対する監査の結果

本件請求については、総務課の職員に対し、関係する書類の提出を求めるとともに事情聴取を実施した。その結果、状況は次のとおりであった。

(1) 本件請求に至る経緯について

- ① 平成29年3月21日、請求人は市に行政文書非公開決定の取り消しを求め、横浜地方裁判所に訴訟を提起したが、市が変更決定により行政文書を公開したため、同年10月25日、訴えは却下、訴訟費用は市の負担とする判決が言い渡され、確定した。
- ② 請求人は横浜地方裁判所に訴訟費用額確定処分の申立てを行い、平成30年

12月18日、訴訟費用額は28,968円に確定した。平成31年1月8日、請求人は当該訴訟費用を市に請求したため、同年1月18日、市はこれを支払った。

- ③ 令和元年12月26日、市は、これまで請求人が提起した訴訟で市が勝訴した8件について、横浜地方裁判所に訴訟費用額確定処分の申立てを行い、令和2年2月17日及び3月3日、同裁判所書記官により訴訟費用額を計234,755円とする確定処分が行われた。同年9月8日、市は請求人に対し、当該訴訟費用を請求した。

(2) 訴訟費用の請求について

民事訴訟法(平成8年法律第109号)では、訴訟費用の負担の原則について、敗訴の当事者の負担とすることを規定し、また、訴訟費用の負担の額については、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより第一審裁判所の書記官が定めるとしており、訴訟費用額の確定手続を規定している。

裁判において市が勝訴し、訴訟費用は敗訴の当事者とする判決が確定した場合、上記の訴訟費用額確定手続を経れば訴訟費用を請求することができるが、当該手続は必ず行わなければならないものではない。市では訴訟費用の請求については、民事訴訟事件(行政訴訟事件含む)でもほとんど行われていない現状や、請求を行うことによる住民に及ぼす影響等を総合的に検討し、事案ごとに判断している。

なお市では、訴訟費用額確定処分を申し立て、額の確定処分が行われた訴訟費用について、法第240条第1項に規定する地方公共団体の債権として管理している。

3 監査委員の判断

以上のように監査対象部局に対する監査の結果に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

(1) 訴訟費用を請求しないことが財産(債権)の管理を怠る事実該当するか

訴訟費用については、負担者と負担割合が判決文に記載されるが、請求を行うことについては任意であり、市の裁量権の範囲であると考えられる。市は訴訟費用を請求するか否かについて、様々な観点から総合的に検討したうえで事案ごとに判断を行うとしている。国の資料によると、民事訴訟事件(行政訴訟事件含む)における訴訟費用額確定申立件数は非常に少なく、訴訟費用の請求はほとんど行われていないのが実態である一方、訴訟費用は敗訴当事者の負担とする判決が確定すれば、法的には敗訴の当事者が負担することとされ、公費で賄われている訴訟費用を請求するべき、という考え方もありうる。このような状況を踏まえたうえで、応訴のために負担した訴訟費用の請求について、市が

事案ごとに判断するとしていることについては、著しく妥当性を欠くとはいえないと考える。

また、請求人が提示する裁判ではいずれも市が勝訴し、訴訟費用は敗訴した原告の負担とする判決が確定しており、市は敗訴の当事者に対し訴訟費用を請求することができるが、現時点で訴訟費用額確定処分を裁判所に申し立てていない。訴訟費用額確定処分が行われておらず、訴訟費用額が確定していない現状では、法が規定する債権が発生しているとはいえない状態であり、よって、財産（債権）の管理を怠る事実は認められない。

（２）損害賠償請求権を行使し、大和市長外に求償する必要があるか

前述のとおり、大和市長外は、財産の管理を不当に怠っているものとはいえ、市に損害を加えたとは認められないことから、損害賠償請求権を行使しなくてはならない事由は見受けられず、損害を補填する措置を講ずる責任は認められない。